

關稅定率法改正法律案特別委員會議事速記錄第四號

明治四十三年三月十七日(木曜日)午後二時九分開會
○委員長(侯爵黒田長成君) 是ヨリ開會イタシマスガ、先日第十四類カラ終リマテ
ヲ問題ニシテ御質問クダサルヤウニ申シマシテ、時刻が參ッテ止メマシタガ、今日ハ直チニ
討議ニ入りタトイ思ヒマス、ソレデ御質問ノアル御方ハ其場合ニ御質問ニナッテ差支
ザイマセヌ、先ツ條文全部ヲ問題ニ致シマス

○子爵三島彌太郎君 此衆議院ノ修正ニ付キマシテ意見ヲ述ベタイト思フノテス、此
衆議院ノ方ノ修正ニナリマシタ中デ、第三條が削除ニナッテ居リマス、是ハ段々説明ヲ
聞キマスルト云フト、削除サレマシテモ實際ニ於キマシテハ敢テ差支ナイヤウニ認メラレ
ス、即チ斯ノ如き場合ハ誠ニ其數ガ少イノデアラウト云フコトデゴザイマスルカラ、是ハ此
削除ニ同意ヲ致シタトイ思マス、ソレカラ此衆議院ノ方ニ於キマシテ、新タニ第六條ト
云フノガ加ハシテ居リマス、是ハトノ方ノ表ノ方ト關聯シテ居リマスデゴザイマスガ、コチ
ラノ方ノ修正ノ仕方ニ依リマスレバ、自然ノ結果トシテ是ガ此第六條ガ要ラナクナルト
云フコトニナリマセウカト思ヒマス、即チ此先キノ方ノ此米及初ト云フ所ト關聯
シテ……一ノ理由トシマシテハ關聯イタシマシテ、此第六條ガ要ラナイト思ヒマスガ、是
ハ又其場合ニナリマシテ更ニ又申述ベルコトニ致シマス、其他ニモ此條項ア見マスルト云
フト、飢饉ノ場合等ニ事ガ茲ニ制定シテゴザイマスルノデゴザイマスガ、サウ云フヤウナ場
合ニハ、是ハ緊急勅令ヲ以テ斯ノ如キコトヲ定メルコトが出來ルノデゴザイマス、サウシテ
此六十四錢ト云フコトガ茲ニ書イテゴザイマスルケレドモ、今ノ飢饉ノヤウナ場合ニハ、
六十四錢ニ止マリマセズ、或ル場合ニハ無稅トシ、或ハ却ツテ獎勵ヲシナクテハナラヌ、
即チ輸入ヲ獎勵スル必要が起ルカモ知レマセヌノデアリマスカラ、茲ニ六十四錢ト云フコ
トヲ掲ゲテ置クト云フコトハ、ドウモ意味ヲ成サヌヤウニ思ハレマスノデアリマス、ソレカラ
又之ヲバ假ニ此六十四錢ト云フコトヲ取ツタニ致シマシタ所テ、此勅令ヲ以テ輸入ノ稅
率ヲ……其方ヲ度ニニ動カスト云フコトハ、或ハ是ハ考ヘモノデハナイカト思ヒマスカラ、
旁々此第六條ハ削除イタシタトイ思ヒマスノデアリマス、ソレカラ第七條ニ衆議院ノ修正
ガゴザイマス、即チ此第七條ノ第十ノ「營造物」ト云フ次ニ「及私立ノ専門學校」ト云フ
コトが入レテゴザイマス、是ハ寧ロ這入シテ居リマシタ方ガ適當デハナイカト思ヒマスカラ
ハ私ハ衆議院ノ修正ニ同意ヲ致シマス、其他ハ總テ原案ノ通りニナッテ居リマスガ、其
他ニ付キマシテハ、少シモ異存ハゴザイマセヌ、即チ原案ニ同意イタシマス

○男爵小澤武雄君 二島子爵ノ説ニ全ク賛成

○男爵沖守固君 私モニ島子爵ニ贊成シマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 唯今、三島子爵ノ述ベラレマシタコトニ對シテ、何カ御
考ガ有レバ、此際伺ヒタイト思ヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵黒田長成君) ソレデハ唯今ニ島子爵ノ述ベラレマシタノハ、第一ガ政
府案ノ第二條ヲ衆議院デ削除シテ居ルノニハ同意スル、第六條トシテ衆議院デ新タニ

加ヘタモノハ不同意デアルト、ソレカラ第三ニ第七條ノ第十二ニ衆議院デ加ヘタ「及私立
ノ專門學校」ト云フコトハ適當デアルト、斯様ニ聽取リマシテゴザイマス、之ニ贊成ノ諸
君ハ起立ヲ請ヒマス

總員 起立

○委員長(侯爵黒田長成君) 全會一致ト認メマス、無論他ノ場所ハ原案ニ御同意
ト看做シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵黒田長成君) 然ラバ御異議ナイト認メマス、是ヨリ別表ニ移リマシテ
全部ヲ問題ニ供シマス

○子爵三島彌太郎君 此別表ノ方ノ箇條ニ付キマシテ意見ヲ述ベマス、此衆議院ニ於
キマシテ修正ヲ致シマシタノハ、第二類其他數多クゴザイマスデゴザイマス、先ア此第二

類ニ付キマシテ考ヘマスルノニ、此「米及初」ト云フノノ稅率ヲ増シマシテ、六十四錢カラ一
圓ト云フコトニ致シテゴザイマス、此ノ米、初ト云フモノノ稅率ヲ上ゲルト云フコトハ、是ハ
隨分考ヘモノデゴザイマシテ、是ハ全體根本的ニ米及初ニ稅ヲ課スルコトガ宜イカドウカ
ト云フコトスラモ隨分問題アリマス、然ルニ此度引上ゲマシテ在來ハ約一割五分グラ井
ノ課稅デアリマスモノガ一割五分ニ引上ゲタト云フノハ、國家政策トシテ斯ノ如キコトガ
宜シニカト云フニ、是ハ隨分重大ナ問題デゴザイマシテ、大ニ考フベキコトデアラウト思ヒ
マス、其理由ハ既ニ此所デモ先般來、段々御質問モアリ、又政府ノ方カラモ答辯ガアッ
テ委シク御述ベニナッテ居リマスカラ、モウ此所アヘ再ビ申シマセヌ、付キマシテハ米ノ稅率
ハ私ハ先ツ現行法ニ止メテ置キタイ、現在ノ稅率ニ止メテ置キタイ、政府案ト云フモノ
ハ現在ノ率ヲ以テ定メテアリマスカラ、是ハ政府案ニ復活シタトイ思ヒマス、其他、米ニ
續キマシテ大麥、小麥、豆類ノ内大豆、其他續キマシテ小麦粉等ノ稅率ガ上ガッテ居リマ
ス、是モ矢張リ穀類ニ課稅スルト云フコトハ隨分考ヘモノデゴザイマスガ、之ヲ又現行法
ヨリ一層引上ゲルト云フコトハ大ニ考慮ヲ要スルコト、思ヒマスカラ、是等モ總テ現行
法、即チ此政府ノ原案ニ止メテ置キタトイ思ヒマスカラ、政府原案ヲ復活スルコトヲ希
望シマス、ソコテ此儘ニナッテ居リマスト云フト、尙又其上ニ衆議院ノ修正ノ如クナリマ
ス……政府案デハ此釣合ハ色ミ取シテアリマスガ、小麥ト小麦粉ト其當ヲ得テ無イカ
思ヒマス、併シ是ガ政府案ニ復活シマスレバ其當ヲ得テ居ラヌト云フモノガ元ニ戻リマ
シテ當ヲ得テ居ルコトニナラウト思ヒマス、旁々是ハ政府案ニ復活スルコトニ致シタトイ思ヒ
マス、其他第二類ニ於キマシテ棉子デゴザイマス、或ハ「コンデンンドミルク」、葡萄酒ノ所
ニ「其ノ他」ト云フノガゴザイマスガ、是ハ總テ衆議院ノ修正ニ同意ヲ致シマス……唯今
誤リマシタ是ハ第三ニ類デゴザイマス、ソレカラ第四類ニ付キマシテハ別ニ意見ガゴザイマセ
ス、即チ衆議院ノ修正ニ同意ヲシマス、第五類ノ植物性揮發油「芳香性ノモノ」是ガ無
税ニナッテ居リマシタノデアリマス、ソレヲ衆議院ノ方デハ修正ニナリマシテ從價一割ト云フ
コトニナッテ居リマス是ハ今日ノ情態デハ、マダ内地ニ於テハ植物性揮發油ト云フモノハ

能ク出來マセヌノアリマス、サウシテ是ガ輸出ノ石鹼ノ材料ニナリマスノゴザイマス、其石鹼ノ輸出ト云フモノハ年々非常ナ進歩ヲ爲シ、アルノアリマスカラ、之ニ課稅ヲスルト云フコトハ此將來望ミアル事業ノ妨ゲニナルデアラウト思ヒマス、ソレ故ニ是ハ矢張リ

政府參ヲ復活シマシテ無稅ト致シタトイト思ヒマス、ソレカラ第六類ノ「クロール酸加里」、是ガ政府案デハ無稅デゴザイマシタノコ衆議院デ修正ニナラテ居リマス、丁度五分ノ課稅ニナラテ居リマス、トコロガ是ハ御承知ノ通リニ燐寸ヲ造リマス原料ニナラテ居リマス、其燐寸ノ事業ト云フモノハ至ツテ薄利デアル、ソレニ五分ト云フト僅カナヤウデハゴザイマスケレドモ、此薄利ノ事業ニ大ナル影響ガ及ブデアラウト思ヒマス、而シテ此ノ事業ハ輸出ノ中ノ一ノ重要ナモノデアリマシテ、千万圓内外ノ輸出ガアリマス、昨年アタリハ、千百六十萬圓バカリノ輸出額ニナラテ居リマス、斯ノ如キ重要輸出品ニ打擊ヲ與ヘルコトハ宜シクナイト思ヒマシテ政府ノ原案ヲ復活シタトイト思ヒマス、ソレカラ第七類ノ天然藍ト人造藍、是ガ矢張リ衆議院ニ於キマシテ修正ニナリマシタ、原案ノ天然藍ハ一割ガ一割ニナリ、人造藍モ一割ガ二割ニナラテ居リマス、ソレカラモウ一ツ「アリザリン染料」「アニリン染料」其ノ他別號ニ掲ケザル「コールタール染料」、是ガ矢張リ重稅ニナラテ、四圓六十錢ガ七圓ト云フコトニナラテ居リマス、是等ハ今日此ノ藍ハ内地ニ出來テハ居リマスケレドモ、ナカク此内地ニ出來高ヲ以テ此需要ヲ充タスト云フコトハ將來ヲ考ヘマスト餘ホド是ハムツカシイコトデハナイカト考ヘラレマスノアリマス、サウシテ此ノ人造藍ノ如キハ多クハ是ハ中流以下ノ人ノ著ル著物ナドヲ染メマスニ用井ルト云フコトニアリマシテ、是ガ上ガルト云フコトハ即チ衣食住ノ中ノ大切ナ衣ニ課稅ヲスルト云フコトニナリマルカラ、是等ノ染料ノ輸入稅ト云フモノハ原案ニ復活シタトイト思フノアリマス、原案ニ復活ニナリマシテモ既ニ今日ヨリモ約二倍ニ近イ輸入稅ニナリマスノアリマス、ソレダケハ内地ノ改良ノ保護ト云フコトニナラウト思ヒマス、先づ此ノ原案ノ稅率ニ止メテ置カウト思ヒマス、其他ハ總テ衆議院ノ修正ニ同意イタシマス

○子爵曾我祐準君 今ノ復活ハ皆贊成デゴザイマス

○男爵茨木惟昭君 今ノ三島子爵ノ御意見ニ通リ贊成イタシマス

○前田正名君 唯今三島子爵ノ御意見ニ贊成イタシマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 唯今ノ三島子爵ノ說ニ付イテハ贊成者ガアリマス、ソレハ第一ニ、第二類ノ穀物云々ノ小麥粉ノ所デ之ヲ政府案ニ復活スル、第二ニ植物性揮發油ノ芳香性ノモ「」ヲ政府案ニ復活スル、第三ハ「クロール酸加里」、之ヲ復活スル、第四ニ藍ニ關スルモノヲ復活シテ總テ政府原案ノ通リニスル、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

立ヲ請ヒマス

總員 起立

○委員長(侯爵黒田長成君) 全會一致ト認メマス、是デ審査ヲ終リマシテゴザイマス

○男爵小澤武雄君 文字ヲ直サンナラスト思ヒマスガ……

○委員長(侯爵黒田長成君) ソレハ自然ノ結果ト御承知願ヒマス、散會ヲ致シマス

午後二時三十二分散會

出席者左ノ如シ
委員長 侯爵黒田 長成君
伯爵松木 宗隆君 子爵三島彌太郎君 子爵牧野 忠篤君 男爵小澤 武雄君
前田 正名君 男爵茨木 惟昭君 男爵高木 兼寛君
守固君 男爵吉川 重吉君 男爵本多 政以君
中島 永元君 千坂 下條 高雅君 鮫島武之助君
濱口吉右衛門君 清英君 正雄君 鎌田 榮吉君 日高榮三郎君
下鄉 傳平君 桑田 熊藏君

政府委員 大藏省關稅局長 櫻井鐵太郎君

大藏書記官 野中 清君

子爵曾我 祐準君 男爵小澤 武雄君
男爵高木 兼寛君 男爵本多 政以君
鮫島武之助君 鎌田 榮吉君 日高榮三郎君

子爵三島彌太郎君 子爵牧野 忠篤君 男爵吉川 重吉君 男爵本多 政以君
高雅君 鮫島武之助君 鎌田 榮吉君 日高榮三郎君